

福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会を活用した

新規事業採択に関する要綱

第1条 目的

福岡県県土整備部が実施する公共事業の実施過程における透明性の一層の向上と効果的な事業実施を図るため、福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）を活用した新規事業採択に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会審議対象事業

県土整備部が、新規事業採択に当たって第4条に定める審議委員会の審議を経て新規事業採択評価（以下「新規評価」という。）を行う事業（以下「委員会審議対象事業」という。）は以下のとおりとする。

1 委員会審議対象事業

事業費が一定規模以上の事業

2 委員会審議対象事業から除外する事業

災害などの緊急的な事業や日常的な維持管理事業及び新規評価を実施するために行う調査・設計等

第3条 新規事業採択の実施

1 新規事業候補箇所の選定

県土整備部は、委員会審議対象事業のうち、次年度の新規事業候補箇所を選定する。

2 新規評価の実施手続き

委員会審議対象事業の新規評価は第4条に定める審議委員会の審議を経て、県土整備部が行う。

3 新規評価の実施方法

委員会審議対象事業の新規評価は次の視点から行うものとする。

(1) 事業の位置づけ

(2) 事業の必要性・効果

(3) 事業の実施環境

4 新規事業の採択及び公表

県土整備部は、委員会審議対象事業のうち新規事業採択箇所を決定し、公表する。

第4条 審議委員会の設置

1 委員会審議対象事業の新規評価に関する審議を行うため、県土整備部内に新規事業採択評価審議委員会を設置する。

2 審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 新規事業採択の実施要領

委員会審議対象事業の新規事業採択の実施に必要な事項は、別に定める。

第6条 事務局

委員会審議対象事業の新規事業採択に係る事務局は、県土整備企画課に置く。

附 則

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。